

平成9年4月11日

科 学 技 術 庁

今般、動燃のアスファルト固化処理施設の火災爆発事故の報告に関し、偽りがあったことは極めて遺憾である。直ちに科学技術庁として現地調査等を実施するとともに、動燃に対し事実関係を可及的速やかに報告することを求めた。今後も、法令に基づき、毅然として本件に係わる調査を実施したい。

一昨年末のもんじゅの事故に続いて、今回の火災爆発事故を引き起こした動燃の体質及び組織・体制について、徹底的に第三者的なチェックを行うため、科学技術庁長官の直轄で「動燃改革検討委員会」を開催することとした。また、問題点の洗い出しを含めた動燃改革のための材料を委員会に提供するため、内外の専門シンクタンクを活用することとしている。

短期間に二度にわたって重大な事故を起こしたことや、偽りの報告など事故後の対応には目に余るものがあり、この際、原子力開発の初心に戻って、かつ、聖域を設けずに動燃の体質にメスを入れ、どのような処方箋がありうるか議論して頂きたいと考えている。

この委員会を事務局として補佐し、また、直ちに改革できるものを整理して動燃に実施させるため、科学技術庁に「動燃改革本部」（本部長：石田事務次官）を設置することとした。

これら委員会及び本部での活動を踏まえ、立地地域住民を始めとした国民の信頼を回復し、安全性も十分に確保出来るよう、科学技術庁長官として、自ら先頭に立って、動燃を新しく生まれ変わらせていきたい。

「動燃改革検討委員会」の開催について

平成9年4月11日
科学技術庁

1. 開催の趣旨

一昨年のもんじゅ事故に続き、先月、東海再処理施設アスファルト固化処理施設で、火災爆発事故を引き起こした動力炉・核燃料開発事業団（以下「動燃」という。）の体質及び組織・体制について、徹底的に第三者的なチェックを行い、抜本的な改革を図る必要がある。

このため、動燃の組織・経営管理、情報伝達・広報、施設の管理、危機管理体制等の業務の現状全般について、聖域を設けず見直しを行い、動燃改革についての考え方のとりまとめを行うこととし、以下のとおり「動燃改革検討委員会」（以下「委員会」という。）を開催する。

2. 調査検討事項

- (1) 業務の抜本的な見直し（下請け問題を含む）
- (2) 設備の保守点検の進め方と老朽化対応
- (3) 本社業務と現場業務の適切化と連携強化
- (4) 職員のモラルと能力の向上と体質の改善
- (5) 事故時等の緊急時における対応の見直し
- (6) 周辺地方自治体との連絡通報体制整備
- (7) その他

3. 構成員

別紙のとおり。

4. その他

委員会は、公開で行う。

動燃改革検討委員会構成員

座長 吉川 弘之 前東京大学総長

岸田 純之助 (財)日本総合研究所名誉会長

久米 均 中央大学理工学部経営システム工学科教授
日本工業標準調査会ISO部会部会長
元日本品質管理学会会長

那須 翔 (社)経済団体連合会副会長
東京電力株式会社取締役会長

野中 郁次郎 北陸先端科学技術大学院大学知識科学研究科長
一橋大学イノベーション研究センター教授
組織学会会長

古川 昌彦 (社)経済団体連合会副会長
化学工学会会長

矢野 浩一郎 市町村職員中央研修所学長
元消防庁長官

構成員及び部外協力者を、必要に応じて、追加するものとする。

動燃改革本部の設置について

平成9年4月11日
科 学 技 術 庁

1. 設置

動力炉・核燃料開発事業団（以下「動燃」という。）の体質及び組織・体制について、「動燃改革検討委員会」と連携して、その改革を推進するため、「動燃改革本部」（以下「本部」という。）を設置する。

2. 所掌事務

本部の所掌事務は、以下のとおりとする。

- (1) 動燃改革検討委員会を補佐すること
- (2) 動燃に対し、その改革に必要な指導・監督を行うこと
- (3) その他、動燃の改革の推進に関すること

3. 構成

- (1) 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。
- (2) 本部長は、本部の事務を総括する。
- (3) 副本部長は、本部長を助け、本部の事務を整理する。

4. その他

本部の構成員は、本部の所掌事務の遂行について、職員に対し、必要な指示をするものとする。

(別紙) 動燃改革本部構成員

本部長 事務次官

副本部長 科学審議官

原子力局長

本部員 長官官房審議官（官房担当）

長官官房審議官（原子力局担当）

長官官房総務課長

原子力局政策課長

原子力局動力炉開発課長

構成員は、必要に応じ、見直しを行うこととする。